企画委員会規程

平成 28 年 3 月 22 日　第 7 回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，組織規程（0103）第３条に規定された企画委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）の理念・ビジョン・構想を検討し，本会のあるべき姿に企画・具現化していくことを主たるミッションとして担うものとする。

２　委員会は，本会の中長期の運営計画，学会の組織および運営方法に関する意見を理事会に報告あるいは審議を要求する。

３　委員会は，部会，連絡会の設置・改廃を審議し，結果を理事会に報告し承認を得る。

４　委員会は，専門委員会の設置・改廃および運営のあり方を審議し，結果を理事会に報告し承認を得る。

（組織）

第３条　委員会は，次に掲げるメンバーをもって組織する。

（１）企画担当理事（委員）　2 名以上

（２）企画担当理事以外の委員　10 名程度

（３）特別委員

２　委員会には，委員長１名，副委員長１名，幹事１名をおく。

３　委員には若手を積極的に登用するよう努める。

４　特別委員は，副会長のほか，総務担当理事または財務担当理事，編集担当理事，部会等運営担当理事，各１名とする。このほか，会長指名の理事を追加することができる。

第４条　委員会の円滑な運営を図るため，委員会の下に，小委員会，タスクグループ等を置くことができる。

２　小委員会，タスクグループ等のメンバーは委員会で決定し，委員長が委嘱する。

（任期）

第５条　第３条第１項の委員の任期は 3 年とし，再任を妨げない。委員，メンバーが理事の場合は，職務としての任期とする。

２　第４条第２項のメンバーの任期は，タスクの終了あるいは 2 年とし，再任は妨げない。

（委員長）
第６条　委員長は，企画理事のうちから会長が指名する。
２　委員長は，委員会を招集し，会務を総括する。
３　委員長は，議案に関し関係する理事と必要に応じ情報の共有を図る。

（副委員長）
第７条　副委員長は，委員のうちから委員長が指名する。
２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，その職務を代行する。

（幹事）
第８条　幹事は，委員のうちから委員長が指名する。
２　幹事は，委員長，副委員長を補佐して会務を整理する。

（委員）
第９条　委員は，会務を処理する。

（特別委員）
第 10 条　特別委員は，会長が指名する。
２　特別委員は，委員会の議事に参加する。

（委嘱）
第 11 条　委員は，会長が委嘱する。

（議事）
第 12 条　委員会の議事は，特別委員を除く委員総数 2 分の 1 以上の出席により成立する。委員会メンバーの出席者の過半数をもって決し，可否同数のときには，議長の決するところによる。
２　緊急もしくは委員会が定足数に達せず不成立の場合は，別に定めるメール審議により議事することができる。

（代理者）
第 13 条　第３条の特別委員については，ほかの理事を代理出席させることができる。

（委員および特別委員以外の者の出席）
第 14 条　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員および特別委員以外の者の出席を求め，説明または意見を聴くことができる。

（議事録）
第 15 条　委員会の議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載

して，委員会の承認を経て保存しなければならない。

（理事会への報告）

第 16 条　委員会の議決事項は，委員長もしくは委員となっている理事が，理事会に報告するものとする。

（改定）

第 17 条　本規程の改定は，企画委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

（雑則）

第 18 条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附則

1　昭和 34 年 5 月 15 日　第 4 回理事会制定，同日施行

2　改定履歴

① 昭和 50 年 5 月 16 日　第 173 回理事会承認
② 平成 17 年 6 月 22 日　第 474 回理事会承認
③ 平成 19 年 7 月 30 日　第 489 回理事会承認
④ 平成 20 年 5 月 27 日　第 494 回理事会承認
⑤ 平成 22 年 7 月 28 日　第 511 回理事会承認
⑥ 平成 22 年 11 月 30 日　第 513 回理事会承認
⑦ 平成 23 年 5 月 31 日　第 1 回理事会承認
⑧ 平成 25 年 6 月 4 日　第 16 回理事会承認
⑨ 平成 26 年 3 月 14 日　第 7 回企画委員会起案，平成 26 年 3 月 19 日　第 6 回理事会承認
⑩ 平成 26 年 7 月 14 日　第 1 回企画委員会起案，平成 26 年 7 月 31 日　第 2 回理事会承認
⑪ 平成 28 年 3 月 15 日　第 7 回企画委員会起案，平成 28 年 3 月 22 日　第 7 回理事会承認

附則

1　平成 26 年 3 月 19 日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

2　平成 26 年 7 月 31 日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

3　平成 28 年 3 月 22 日改定の規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。